

□■養成所ニュースプラス第 20 号 2024□■

奥能登の豪雨から2週間になります。被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。24日から県は、日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会と連携し義援金受付を開始し、ボランティア派遣も始めました。

社会福祉士国家試験出願は、明日が締切日になります。出願しないと合格ありません。郵送は10月4日の消印有効です。窓口の開いている郵便局に急ぎましょう。

Plus Quiz は、「就労支援サービス」（主に現「障害者福祉」「貧困に対する支援」）から「障害者雇用促進法」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 35 回問題 145】「障害者雇用促進法」が定める雇用義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

（注）「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。

1. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者は、雇用義務の対象となる。
2. 雇用率のカウントに際し、重度の知的障害者を1人雇用したときは、重度以外の知的障害者を3人雇用したものと扱われる。
3. 民間企業の法定雇用率は、国・地方公共団体の法定雇用率より高く設定されている。
4. 厚生労働大臣は、法定雇用率未達成の民間事業主の企業名を公表しなければならない。
5. 地方公共団体は、法定雇用率未達成の場合に、不足する障害者数に応じて納付金を納付しなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

※毎週金曜日の配信を基本としておりますが、国家試験出願受付の締切間近のため、本日配信しています。なお、明日の配信はありません。

- ・（35 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・（35-36 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします※明日申込締切です※

- ・第 37 回国家試験の受験申込受付期間は、令和 6 年 10 月 4 日（金）まで（消印有効）です。←New

※『受験の手引』には、〔10 月 5 日（土）以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368807&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368808&c=3246&d=99c7>

- ・第 37 回社会福祉士国家試験の受験申込受付は明日が締切です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368809&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368810&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368811&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1368812&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 14 号／10 月開始のプランについて】

受験対策ミニ講座第 11 号で紹介しました 10 月開始のプランを 35 期生の皆さんに発送しました。繰り返しになりますが、計画どおりに進んでいる方は、迷わずに今までの勉強のやり方をキープしていきましょう。今回の提案は、まだ始めていない方や始めてはみたものの進められなくなっている方に読んでほしい内容になります。

8 月のプランとは違う教材を使います。受験参考書「見て覚える！社会福祉士国試ナビ」は、科目ごとではなく分野横断的に 26 項目に編集されています。これを中心に、著者による解説動画「受験対策 WEB 講座」を併用し時間短縮を図ります。

なお、この動画教材は 8 月スタートの「合格パック」の動画教材とは異なります。DM の 1 ページに「お試し動画」が紹介されていますので確認してください。目と耳でインプットした知識を問題集「穴埋めチェック」でアウトプットしていきます。

このプランのもう一つのポイントは、「模擬試験」で現状を知り、知識の定着と弱点を補うための実践演習として「模擬問題集」に取り組むことです。

スケジュールのモデル案では、前半は、火・木・日曜日が復習日・予備日となっていますが、単元によっては平均的な単元の 2～3 倍のボリュームになることもあります。1 日の時間を延ばす、もしくは、復習日・予備日に勉強量を分割して進める等の工夫が必要になります。時間の猶予はないことを再認識して、今日から行動しましょう。次回は、当養成所が提供する今後の受験対策についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

10 月から各都道府県で最低賃金が過去最大の引き上げ幅となり、雇用形態を問わず全ての労働者とその使用者に適用されます。使用者による障害者虐待の 8 割以上が経済的虐待です。就労している利用者さんの給与が最低賃金未満にならないように、就労支援現場で働く皆さんは注視してください。

前回の「福祉行財政と福祉計画」同様、「就労支援サービス」も科目がなくなり、主に「障害者福祉」の出題基準項目「『障害者雇用促進法』」「障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割」「障害者と家族等に対する支援の実際」、「貧困に対する支援」の出題基準項目「貧困に対する法制度」「貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割」「貧困に対する支援の実際」に引き継がれます。過去問で、制度と専門職の役割を押さえたうえで事例問題での対応が求められます。特に、今年の 4 月から改正「障害者雇用促進法」が施行されています。厚生労働省の Web サイトにある「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」を参考にしてください。

1. ○「障害者雇用促進法」第 37 条で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限ると規定しています

2. ×重度の身体障害者及び重度の知的障害者を週 30 時間以上働く常用労働者として 1 人雇用した場合は、重度以外の障害者を「2 人」雇用したものとみなされ、ダブルカウントといたします。
3. ×国・地方自治体には、法 6 条で自ら率先して障害者を雇用すること等の規定があり、法定雇用率は民間企業よりも高く設定されています。国・地方自治体の不適切な実績計上問題があったため、2019（令和元）年「障害者雇用促進法」が改正され、国・地方自治体には障害者活躍推進計画、障害者の任免状況の公表等が義務づけられました。
4. ×企業名の公表は義務ではありません。法第 46 条により厚生労働大臣は、障害者の雇い入れの計画作成、変更を命じることや適正な実施に関し勧告できます。事業主が正当な理由なしに勧告に従わない場合は、企業名を公表することができます。
5. ×国・地方公共団体には納付金に関する規定はありません。民間企業は障害者雇用納付金制度に基づき不足する障害者数に応じて納付金を納付しなければなりません。この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金を支給します。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus